

令和4年第4回市会定例会 契約議案に関する説明資料

<目次>

市第 92号議案 榎が丘小学校校舎建替工事（建築工事）請負契約の締結	…………… 1 頁
市第 93号議案 消防本部整備工事（電気設備工事）請負契約の変更	…………… 3 頁
横浜市の工事請負契約に係る入札方式について	…………… 5 頁

榎が丘小学校校舎建替工事(建築工事)請負契約の締結

1 工事名

榎が丘小学校校舎建替工事 (建築工事)

2 工事概要

鉄筋コンクリート造3階建 1棟

- (1) 校舎部分 6,480.88㎡
- (2) 屋上水泳プール 一式

3 工事場所

青葉区榎が丘29番地の2

4 契約金額 (税込み)

1,723,700,000円

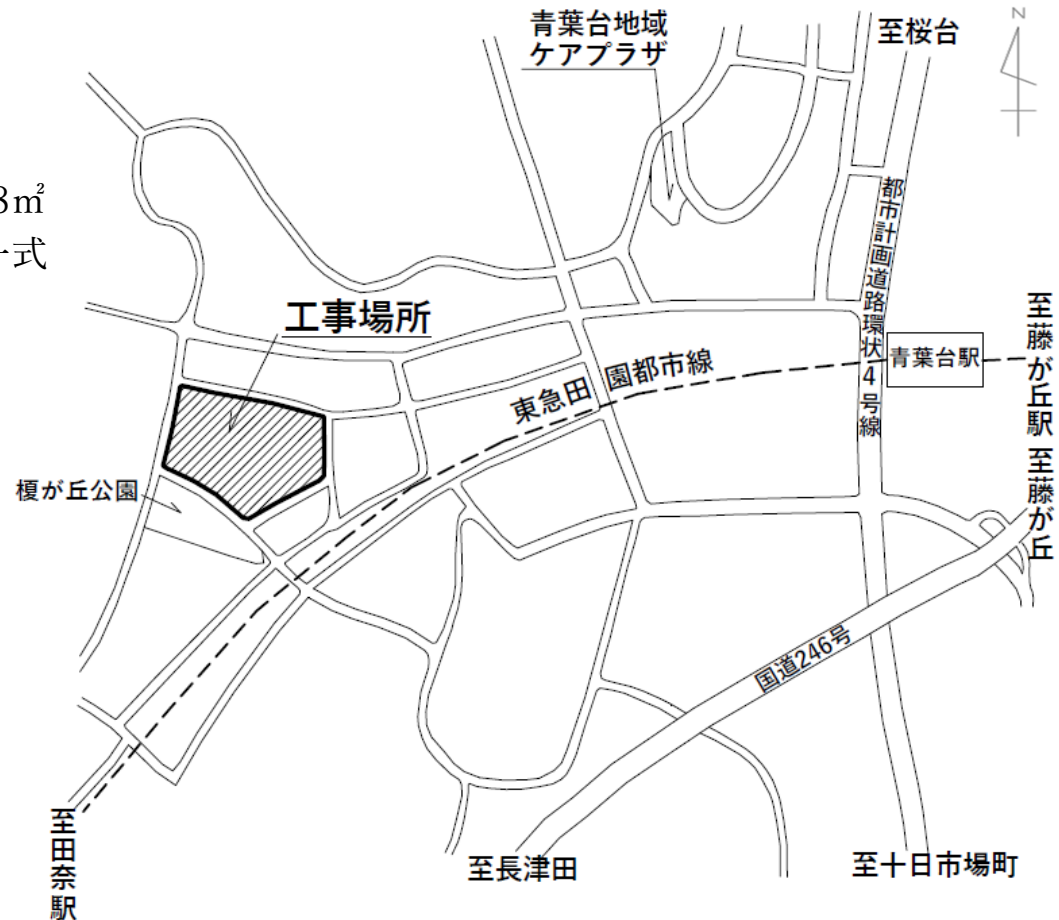
5 完成期限

令和6年7月19日

6 契約の相手方

馬淵・小雀建設共同企業体

<案内図>



<参考>入札てんまつ

榎が丘小学校校舎建替工事(建築工事)

入札方式:一般競争入札(条件付)

予定価格(税抜き:円)		1,650,000,000	最低制限価格(税抜き:円)	1,561,729,105
入札参加業者		入札金額 (税抜き:円)	結果	
1	馬淵・小雀建設共同企業体	1,567,000,000	落札	
2	松尾・安藤建設共同企業体	1,570,350,000		
3	工藤・サカクラ建設共同企業体	1,577,000,000		
4	風越・中鉢建設共同企業体	1,591,000,000		
5	渡辺・根本建設共同企業体	1,670,000,000		
6	株式会社紅梅組	1,720,000,000		

市第93号議案

消防本部整備工事(電気設備工事)請負契約の変更

1 変更内容

変更項目	変更前	変更後
契約金額	1,353,000,000円	1,439,581,110円

2 変更理由

工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不相当となるため、インフレスライド条項を適用することによる増

<参考> 本工事契約の状況 (令和2年9月16日原案可決 令和3年12月3日一部変更専決 (契約金額・完成期限))

- 1 工事名
消防本部整備工事 (電気設備工事)
- 2 工事概要

(1) 受変電設備工事	一式
(2) 動力設備工事	一式
(3) 電灯設備工事	一式
(4) 防災その他設備工事	一式
- 3 工事場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
- 4 契約金額 (税込み)
1,353,000,000円
- 5 完成期限
令和5年7月31日
- 6 契約の相手方
メルビック・京浜・東邦建設共同企業体



公共工事設計労務単価等の改定に伴うインフレスライド条項の運用について

1 背景

公共工事の設計に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省の調査に基づき毎年改定され、本市が設計する公共工事にも使用しています。近年、労務単価が大幅に上昇したことを踏まえ、国土交通省は平成26年度から賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項の運用を開始し、本市においても同様の措置を実施しています。

2 インフレスライド条項の運用

残工期が2か月以上ある工事について、契約の相手方からの請求により、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち、変動前残工事代金額の1%を超える額について変更します。

$$\text{変更金額（スライド額）} = P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)$$

P_1 ：契約金額から出来形部分に相応する金額を控除した額（変動前残工事代金額）

P_2 ：変動後の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額（変動後残工事代金額）

<参考> 横浜市工事請負契約約款（第26条第6項（インフレスライド条項））（抜粋）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負人は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

横浜市の工事請負契約に係る入札方式について

1 入札方式

(1) 一般競争入札

発注する工事ごとに工事内容、入札参加の資格要件等を事前に公告し、広く入札参加者を募集して入札を行う方式です。平成18年度から原則として全ての工事を対象としています。

ア 一般競争入札（政府調達協定対象工事）

WTO（世界貿易機関）の「政府調達に関する協定」が適用される22億8千万円以上（令和4年4月から）の工事を対象とし、入札参加資格要件を満たしていると事前に確認された者により競争入札を行う方式です。なお、協定により、入札参加事業者の所在地の指定はできないとされています。

イ 一般競争入札（条件付）

政府調達協定対象以外の工事で、「所在地区分」や「施工実績」等の入札参加資格要件を設定し、入札を行った後、原則当該入札において最低額を提示した者に対して入札参加資格の確認を行う方式です。なお、この方式では、所在地の指定が可能のため、市内事業者を優先して発注しています。

(2) 指名競争入札

競争入札有資格者名簿に登録されている者の中から、発注する工事ごとに、選定基準を満たしている者を指名し、その者により競争入札を行う方式です。対象は専門性の高い工事などに限定しています。

2 落札者の決定

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者としますが、例外として、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度があります。

(1) 最低制限価格制度

予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を失格として落札者とせず、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする制度です。

(2) 低入札価格調査制度

（政府調達協定対象及び総合評価落札方式（※1）に適用）

予定価格の10分の9.5から10分の7.5の範囲であらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について失格基準（※2）の確認やヒアリング等の調査を行い、契約の内容に適合した履行が可能であると確認できた場合には、当該入札者を落札者とし、履行がされないおそれがある場合には、落札者とししない制度です。

※1 総合評価落札方式

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式です。

本市においては、技術提案を求める「標準型」、技術提案の代わりに簡易な施工計画を求める「簡易型」、簡易な施工計画を求めず過去の工事成績等により評価を行う「特別簡易型」の3種類を実施しています。

また、平成26年度から工事目的物の性能、機能及び施工技術等に係る提案を求める「高度技術提案型」を試行しています。

※2 失格基準

入札者が提出した内訳書の金額と本市の積算をもとに算出した金額を比較し、入札者が提出した金額が下回った場合は、契約の内容に適合した施工がなされない恐れがあると判断し失格とする基準。